

ID: 69

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	貸出し施設の使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市障害者総合支援センター条例 第12条		
例 規 番 号	平成22年条例第24号		
【根拠条文】 (使用料の納付) 第12条 第9条第1号から第4号までに規定する貸出し施設(以下「有料施設」という。)の貸出し施設利用者(以下「有料施設利用者」という。)は、第10条第1項の規定により利用の承認を受けたときに、別表第2の使用料を納付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日